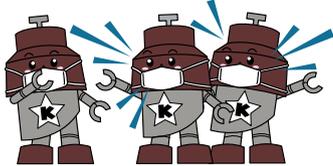


令和4年度（令和3年分） 市民税・県民税申告受付を行います

申告は
郵送で！



申告会場は例年大変混雑します。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り郵送での申告書提出をお願いします。

令和3年度市民税・県民税申告書を提出したかたには、申告書を2月上旬にお送りします。申告書が届かない場合はお問い合わせください。

申告に必要なもの

- 市民税・県民税申告書
※申告をするかたで2月中旬までに申告書が届かない場合は、お問い合わせください。
- 筆記用具
- 本人確認書類（マイナンバーカードまたは通知カードと身元を確認できるもの）
※通知カードは現在の氏名・住所地と一致するものに限ります。
- 収入・所得を証明できる書類
- 各種控除を受けるために必要な書類
※原則として書類は返却しません。原本が必要なかたはコピーを提出してください。

申告受付会場と日時

会場	日時	
新郷公民館	2月8日(火)	9:00～ 15:00
鳩ヶ谷庁舎 306会議室	2月9日(水)、10日(木)、14日(月)	
芝市民ホール（芝支所） ※芝公民館ではありません。	2月16日(水)、17日(木)	
安行公民館 ※安行東公民館ではありません。	2月18日(金)	
神根公民館	2月22日(火)	9:00～ 16:00
戸塚公民館	2月24日(木)、25日(金)	
市役所第一本庁舎 5階501大会議室	2月28日(月)～3月15日(火) (土・日曜日除く) ※3月13日(日)は受け付けします。	

※各会場へのお問い合わせはご遠慮ください。

医療費控除を申告するかたへ

医療費控除の申告には、「**医療費控除の明細書**」の提出が必要です。申告書と併せて提出してください。

※「**医療費控除の明細書**」は市ホームページからダウンロードできます。

※領収書の提出・提示では医療費控除の適用を受けることができません。領収書はご自宅で5年間保管してください。

国民健康保険に加入しているかたへ

国民健康保険の加入者とその世帯主で17歳以上のかたは、所得がない場合や被扶養者の場合でも、市民税・県民税の申告が必要です。



問い合わせ…市民税課 ☎048-259-7634、7635、7636、7245

簡単！便利な！

「国税のキャッシュレス納付」のご案内

国税の納付は、金融機関や税務署などの窓口に行く必要がない、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。詳細は国税庁ホームページか以下の二次元コードからご確認ください。

国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>



ダイレクト納付



インターネット
バンキングなど



振替納税



クレジットカード納付

地方税の申告はeLTAXで

eLTAXは、地方税の手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。

○利用可能な税目

法人市民税、固定資産税（償却資産）、
個人市民税（給与支払報告書など）、
事業所税

○詳細はeLTAXホームページをご覧ください。

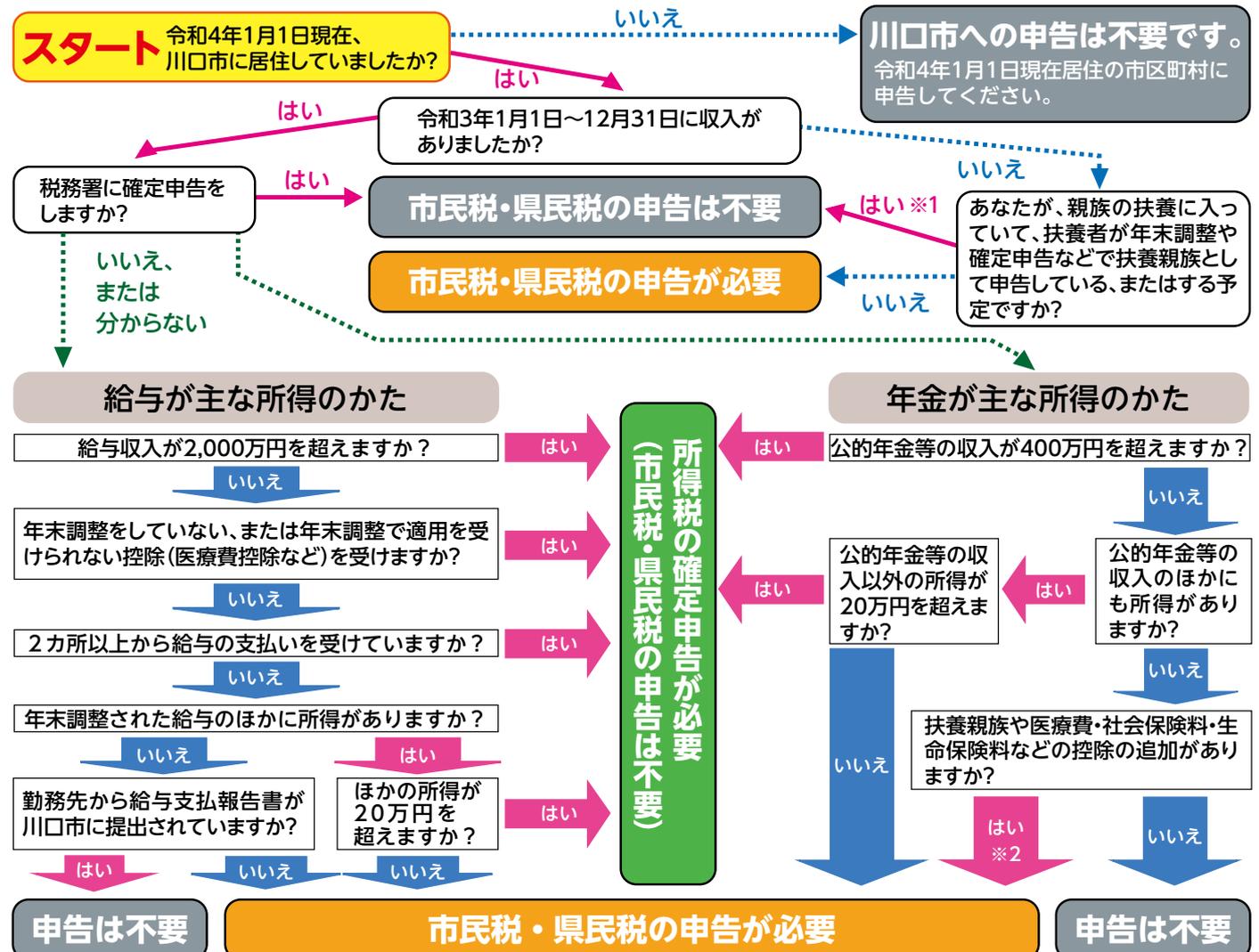
<https://www.eltax.lta.go.jp>



問い合わせ…eLTAXヘルプデスク ☎0570-081459

申告が必要か確認しましょう

市民税・県民税の申告が必要かどうかの簡単な目安です。当てはまらない場合がありますので不明な場合は市民税課にお問い合わせください。



※1 被扶養者であっても、国民健康保険・後期高齢者医療保険・児童手当などの関係で非課税決定が必要なかたや非課税証明書を必要とするかたは、市民税・県民税の申告が必要となります。
 ※2 確定申告が不要なかたでも、公的年金等から所得税が源泉徴収されている場合は、確定申告により、所得税が還付されることがあります。

～税務署から確定申告に関する重要なお知らせ～

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」が便利です！

自宅などで申告書を作成し、e-Taxで送信できます。マイナンバーカードをお持ちのかたは対応スマートフォンまたはICカードリーダーライターを利用した提出が便利です。印刷して郵送などで税務署に提出することもできます。感染防止の観点からも、「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。



動画で見る確定申告



確定申告書等作成コーナー ※1月上旬公開

確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

◆入手方法…①当日配布

②国税庁LINE公式アカウントから事前に取得

①確定申告会場に来場されたかたに、入場できる時間帯を指定した整理券を配付します。

※当日配布する入場整理券の数には限りがありますので、後日の来場をお願いする場合があります。また、時間帯は指定できません。



国税庁LINE公式アカウント

②公式アカウントを友だちに追加の上、メニュー内【相談を申し込む】から申し込む。

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設します

対象	申告会場	受付日時	
還付申告のかた	税務署庁舎	1月4日(火)～ 2月15日(火)	8:30～ 16:00
全てのかた	SKIPシティ 産業技術総合センター 1階多目的ホール	2月16日(水)～ 3月15日(火)	9:00～ 16:00

土・日曜、祝日を除く。※2月20日(日)、27日(日)は開場します。税務署では、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、還付申告のかたの申告相談を2月15日(火)以前でも受け付けします。

※贈与税は、2月1日(火)以降、申告相談を受け付けします。
 ※SKIPシティ会場開設期間中は、税務署庁舎では申告相談を行いません。
 ※スマートフォンをお持ちのかたは、原則スマートフォンを利用して申告書を作成していただきます。マイナンバーカード、マイナンバーカード発行時に設定した暗証番号(署名用電子証明書、利用者証明用電子証明書)をご用意ください。
 ※確定申告会場に来場される際は、マスクを着用し、少人数でお越しください。
 ※入場の際に検温を実施します。咳・発熱などの症状のあるかたは入場をお断りします。
 ※受付終了時刻を待たずに相談受付を終了する場合があります。

問い合わせ…川口税務署 ☎048-252-5141(代表)
 西川口税務署 ☎048-253-4061(代表)